

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1

規則

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第57号

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第8号）附則第3号の規定に基づき、同号に掲げる規定の施行の日は、令和7年6月16日とする。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の

利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第58号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例施行規則（平成27年高知県規則第85号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準

法定事務処理者を定める命令（令和6年^{デジタル庁}総務省令第8号。以下この条において「準法定事務等命令」という。）の

表の第7号の上欄に掲げる者のうち県の機関が行う同号の下欄に掲げる事務 次に掲げる者

ア 私立の高等学校（後期課程を置く中等教育学校を含むものとし、これらに置かれる専攻科及び別科を除く。次号アにおいて同じ。）、特別支援学校（高等部を置くものに限る。）又は専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項各号に掲げるものの設置者

イ 公立の高等学校の設置者

（2）準法定事務等命令の表の第8号の上欄に掲げる者のうち県の機関が行う同号の下欄に掲げる事務 次に掲げる者

ア 私立の高等学校又は専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げるもの（県外の高等学校等を含まないものとする。）の学校長

イ 国公立の高等学校（後期課程を置く中等教育学校を含む。次号イにおいて同じ。）（県外の高等学校等を含まないものとする。）の学校長

（3）準法定事務等命令の表の第9号の上欄に掲げる者のうち県の機関が行う同号の下欄に掲げる事務 次に掲げる者

ア 専攻科を置く私立の高等学校（後期課程を置く中等教育学校を含む。次号アにおいて同じ。）（県外の高等学校等を含まないものとする。）の学校長

イ 専攻科を置く国公立の高等学校（県外の高等学校等を含

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

まないものとする。）の学校長

（4）準法定事務等命令の表の第11号の上欄に掲げる者のうち県の機関が行う同号の下欄に掲げる事務 次に掲げる者

ア 専攻科を置く私立の高等学校又は特別支援学校（高等部を置くものに限る。）の学校長

イ 専攻科を置く公立の高等学校の学校長

（5）条例別表第1（4）の項に掲げる県の機関が行う事務 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

（6）条例別表第1（5）の項に掲げる県の機関が行う事務 第1号アに掲げる者

（7）条例別表第1（6）の項に掲げる県の機関が行う事務 私立の小学校（前期課程を置く義務教育学校を含む。）、中学校（後期課程を置く義務教育学校及び前期課程を置く中等教育学校を含む。）又は特別支援学校（小学部又は中学部を置くものに限る。）の学校長

（8）条例別表第1（13）の項に掲げる県の機関が行う事務 特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校に該当するものを除く。）の学校長

第2条の2を削る。

第3条の前の見出しを「（個人番号カードを利用することができる事務）」に改め、同条を次のように改める。

第3条 条例第6条の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

（1）県が所有し、又は賃借する印刷機又は複写機の使用に際しての本人確認の事務

（2）高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日における庁舎（高知県庁舎管理規則（平成5年高知県規則第29号）第2条に規定する庁舎をいう。次号において同じ。）への出入りに際しての本人確認の事務

（3）高知県庁舎管理規則第5条第1項に規定する室若しくは庁舎内の会議室又は公用車の鍵の受渡しに際しての本人確認の事務

第4条の前に見出しとして「（条例別表第1の事務）」を付し、同条中「別表第1（2）の項」を「別表第1（1）の項」に改める。

第5条中「別表第1（3）の項」を「別表第1（2）の項」に改める。

第6条中「別表第1（4）の項」を「別表第1（3）の項」に改める。

第7条から第9条までを削る。

第10条中「別表第1（8）の項」を「別表第1（4）の項」に改め、同条を第7条とする。

第11条中「別表第1（9）の項」を「別表第1（5）の項」に改

め、同条を第8条とする。 第11条の2及び第11条の3を削る。 第11条の4中「別表第1(9)の4の項」を「別表第1(6)の項」に改め、同条を第9条とする。 第12条中「別表第1(10)の項」を「別表第1(7)の項」に改め、同条を第10条とする。 第13条中「別表第1(11)の項」を「別表第1(8)の項」に改め、同条を第11条とする。 第14条中「別表第1(12)の項」を「別表第1(9)の項」に改め、同条を第12条とする。 第15条中「別表第1(13)の項」を「別表第1(10)の項」に改め、同条を第13条とする。 第16条から第18条までを削る。 第19条中「別表第1(17)の項」を「別表第1(11)の項」に改め、同条を第14条とする。 第20条中「別表第1(18)の項」を「別表第1(12)の項」に改め、同条を第15条とする。 第20条の2及び第20条の3を削る。 第21条中「別表第1(19)の項」を「別表第1(13)の項」に改め、同条を第16条とする。 第22条第1号中「生活保護法」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、同条を第17条とする。 第23条を第18条とする。 第24条を削る。 第25条第1号中「第12条第1号」を「第10条第1号」に改め、同条第2号中「第12条第2号」を「第10条第2号」に改め、同条第3号中「第12条第3号」を「第10条第3号」に改め、同条第4号中「第12条第4号」を「第10条第4号」に改め、同条第5号中「第12条第6号」を「第10条第6号」に改め、同条第6号中「第12条第7号」を「第10条第7号」に改め、同条第7号中「第12条第8号」を「第10条第8号」に改め、同条第8号中「第12条第9号」を「第10条第9号」に改め、同条第9号中「第12条第11号」を「第10条第11号」に改め、同条第10号中「第12条第13号」を「第10条第13号」に改め、同条を第19条とする。 第26条を第20条とする。 第27条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の規定による支援給付の実施又は平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する	法律（平成19年法律第127号。以下この号及び次号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の規定による支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この条において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この条において「旧法」という。）」に改め、同条を第21条とする。 第28条を第22条とする。 第29条中「、外国人要保護者等」を「、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずるもの又は同条第1項に規定する被保護者に準ずるものであった外国人（以下この条において「外国人要保護者等」という。）」に改め、同条を第23条とする。 第30条を第24条とし、第31条を第25条とする。 附 則 この規則は、令和7年6月16日から施行する。	
--	--	--